

違法行為への対応

ファクト・シート
2016年7月



IESBA

International
Ethics Standards
Board for Accountants®

内容

「違法行為への対応」は、監査人及びその他の職業会計士に対する国際倫理基準である（監査人でなくとも職業会計士である限り遵守しなければならない。）。本基準は、職業会計士が関与先又は雇用主による起こり得る違法行為、すなわち法令及び規則等への違反（NOCLAR）又はその疑いに気付いた場合に、公共の利益のために取るべき行動について職業会計士に対して指針を示す、今までに類を見ないフレームワークを規定するものである。



本基準は、一定の状況における適切な当局への違法行為の通報に関する明確な指針も示している。

本基準は、2017年7月15日から適用される（早期適用可）。

本基準の重要性

IESBA 倫理規程は、国際的な一つの倫理基準として、会計専門家が公共の利益のために行動することをサポートする独自の役割を担っている。



本基準は、組織間の報告責任をより促進し、法令違反から生じる重大な損害から利害関係者と社会一般を守る一助となり、職業会計士に対する評判を高めるものとなる。 (次ページの「本基準の目的」参照)



これは、一定の状況において適切な当局に違法行為を通報するために、倫理規程で要求される守秘義務への遵守が求められないことが職業会計士に認められた最初の基準である。



本基準は、会計専門家を、財務諸表の不正、マネーロンダリング及び賄賂などの違法行為に対して国際的に対処する、より重要な役割を担う者として位置付けている。

本基準は、多数の様々な利害関係者との調整や強固なデュープロセスを経て、6年間にもわたる広範囲の議論の結果を取りまとめたものである。

基準設定の背景

本基準は、公共の利益の観点からの懸念に対応するものであるが、重要な懸念は以下の事項であった。

- ・ 職業会計士が違法行為の疑いを当局に通報することが適切であるにもかかわらず、倫理規程における守秘義務が、通報の障壁となっていること。
- ・ 監査人が、違法行為の問題に適切に対処することなく、単に関与先との関係を解消すること。
- ・ 違法行為の疑いにどのように対応するのが最善かを職業会計士が検討するためのガイダンスが不足していること。ガイダンスの欠如により、職業会計士は多くの場合、困難でストレスのかかる状況下に置かれることとなっていた。



本基準の目的

倫理的行動を高める

- ・ 違法行為の疑いへの対応における経営者と統治責任者の役割を改めて強調する一方で、違法行為の疑いを無視することが職業会計士としての適切な対応ではないことを明確にすること。
- ・ 違法行為に直面した場合の法規制上の責任について、職業会計士の認識と理解を高めること。これにより、違法行為に関して、法令等による通報義務に基づく当局への通報を促進すること。

利害関係者及び社会一般の保護

- ・ 違法行為への対応について、職業会計士が積極的な役割を果たすことを促進すること。これにより、以下の結果をもたらす。・ 経営者又は統治責任者による早期の対応により、利害関係者及び社会一般への悪影響を軽減する。
- ・ 違法行為の疑いを阻止することにより違法行為の発生率が低くなり、ビジネス社会及び社会一般のいずれにおいてもより大きな利益となる。
- ・ 適切な状況の下、職業会計士が行う違法行為の疑いに関する通報に基づいて当局が適時に関与することにより、利害関係者及び社会一般への悪影響を軽減する。

会計専門家の役割と価値を高める

- ・ 職業会計士が、財務諸表の不正、マネーロンダリング及び賄賂などの重要な違法行為に対処する、より重要な役割を果たすことを可能とすること。
- ・ 信頼され得る組織と健全な国際金融システムのガードレールとして、職業会計士の評判を高めること。

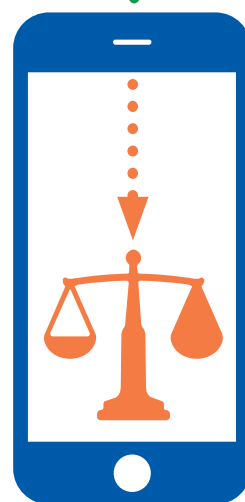


どのような場合に適用されるのか？

違法行為は、関与先、雇用主、その統治責任者・経営者、又は、関与先若しくは雇用主のため若しくはその指揮の下で働く他の者によって行われる、作為又は不作為の、故意又は故意ではない、現行の法規制に違反する行為である。

違法行為の対象となる法規制は、関与先若しくは雇用主の財務諸表に対して直接的に、又は事業に対して重要な若しくは根本的な影響を与えるものである。対象となる法規制の例示は、以下のとおりである。

マネーロンダリング 公衆衛生及び安全
証券市場 賄賂 データ・プロテクション
不正 汚職 金融商品
金融サービス 銀行業務 犯罪収益
証券取引 環境保護
租税及び年金に係る債務 テロリストへの資金供与 など



本基準の影響を受ける職業会計士は？また、それ以外に影響を受ける者は？



本基準は、全ての職業会計士に適用される。しかし、職業会計士を次の4つのカテゴリーに分け、各カテゴリーに応じた異なる取扱いを規定している。

- ・ 監査人
- ・ 会計事務所等所属のその他の職業会計士（監査人以外の職業会計士）
- ・ 上級職（取締役、執行役員又は上級職の社員）にある企業等所属の職業会計士
- ・ 企業等所属のその他の職業会計士（上級職以外の職業会計士）

職業会計士から違法行為に関する事項の報告を受ける者も直接的に影響を受ける。これには、経営に関与する者、取締役会及び規制当局が含まれる。

利害関係者の皆様に対して支援のお願い

- ・ IESBAだけでは改善することはできない。**財務報告のサプライチェーンに関与する全ての者、特に経営者及び統治責任者は**、起こり得る違法行為を防止し、洗い出す重要な役割を担っている。
- ・ **政府、立法者及び規制当局は**、国内の状況に適合するように、適切な内部通報者保護制度の制定とあわせ、違法行為の通報に係る法規制を独自に導入又は強化する役割がある。
- ・ **各国基準設定主体及び職業会計士団体は**、国内の倫理基準又は倫理規程を見直し、少なくともIESBAの違法行為への対応の基準と同程度の厳格な規定を採用又は公表することを検討しなければならない。
- ・ **立法者、規制当局、会計事務所等、職業会計士団体、学術機関及びその他の利害関係者は**、職業会計士が、違法行為への対応に関する法規制上の責任及び倫理的な責任に対する理解をより高められるよう取り組む必要がある。
- ・ 違法行為に対して効果的に対処がなされることを確保することに関心及び役割がある、**地域及び国際的な組織は**、この課題についての協議、調整、進展を促進することができる。
- ・ IESBAは、**その他の専門家に対して**、会計専門家に対する当該新しい倫理基準を踏まえ、公共の利益のために、それぞれの専門家団体の会員を律する、これと同様の国際倫理基準に取り組むことを検討することを**奨励する**。



IESBA

問合せ先、追加の資料並びに本基準及びIESBAについての更なる情報は、www.ethicsboard.orgを参照

International Ethics Standards Board for Accountants のスタッフが作成し、2016 年 7 月に IFAC が英語で公表した、本ファクト・シート：違法行為への対応は、2016 年 10 月に日本公認会計士協会により日本語に翻訳され、IFAC の許可を得て使用されている。IFAC は、翻訳の正確性及び完全性、又はその結果起こり得る行動に対して一切責任を負わないものとする。承認された IFAC 公表物の文書は全て、英語で IFAC により公表されているものである。

ファクト・シート：違法行為への対応（英語版）© 2016 年 IFAC 不許複製・禁無断転載

ファクト・シート：違法行為への対応（日本語版）© 2016 年 IFAC 不許複製・禁無断転載

原題： *Responding to Non-Compliance with Laws and Regulations Fact Sheet*